

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>（変更検査を要しない場合）</p> <p>第十条の四 法第十八条第一項ただし書の規定により、変更検査を受けることを要しない場合は、別表第二号のとおりとする。</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>航空機局の無線設備の機器であつて、検定合格機器たるもの</u>の取替えの工事（同一型式によるものに限る。）</p> <p>(3) (18) (略)</p>	<p>（変更検査を要しない場合）</p> <p>第十条の四 法第十八条ただし書の規定により、変更検査を受けることを要しない場合は、別表第二号のとおりとする。</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 (同上)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>航空機に設置する無線設備の機器と検定合格機器たる当該無線設備の機器との取替えの工事であつて、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に通知したもの</u></p> <p>(3) (18) (略)</p>